

議案第32号

上越市国民健康保険条例の一部改正について

上越市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険条例（昭和46年上越市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第7条第1項中「4万円」を「5万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じる出産育児一時金及び葬祭費について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金及び葬祭費については、なお従前の例による。